

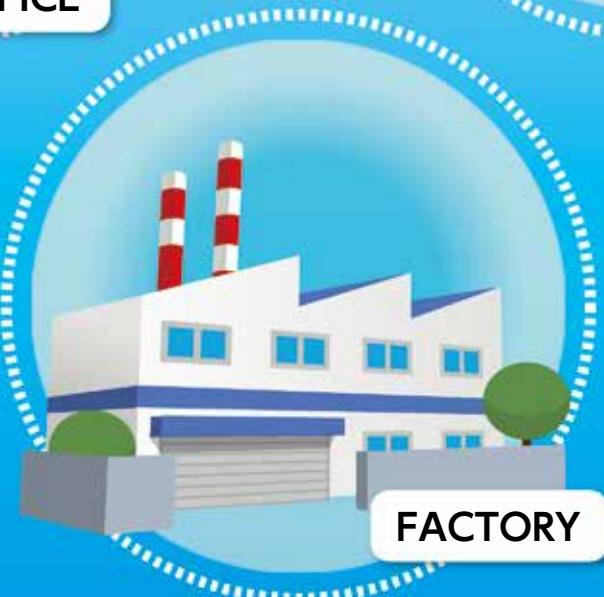
日新火災の事業者向け火災保険
ビジネスプロパティ

企業財産総合保険

2024年10月改定

財産損害・休業損失リスクに

選べる補償 で最適な備えを！



選べる補償を自由に選択！合理的な保険料！

財産の補償（財産補償条項）

休業の補償（休業補償条項）

家賃の補償（家賃補償条項）

財産の補償（財産補償条項） 「財産の補償」とは、保険の対象に生じた損害を補償します。

休業の補償（休業補償条項 日額補償方式） 「休業の補償」とは、保険の対象が損害を受け、休業することによって生じた損失を補償します。

	おすすめプラン →	ワイド プラン	ベーシック プラン	スリム プラン	
基本補償					
①火災、落雷、破裂・爆発		事故例 火災により、建物が焼失	○	○	○
選べる補償					
②風災・雹災・雪災		事故例 台風により、外壁の一部が損傷	○	○	○
③水災		事故例 集中豪雨で床上浸水し、壁や床が損傷	○	○	×
選べる補償					
④盗難、水ぬれ、物体の衝突等、騒擾・労働争議等		事故例 盗難により、ドアのカギ穴が損傷 水ぬれにより、天井・壁が損傷	○	○	×
選べる補償					
⑤破損・汚損等		事故例 棚をぶつけ、窓ガラスが破損	○	×	×
選べる補償					
⑥臨時費用保険金(10%払) ⑦残存物取片づけ費用保険金 ⑧修理付帯費用保険金 ⑨失火見舞費用保険金 ⑩地震火災費用保険金(300万円限度型) ⑪看板および電気・ガス・水道設備等修復費用保険金 ⑫安定化処置費用保険金 ⑬損害防止費用					
費用の補償					

○:補償します ×:補償しません

選べる補償(特約) → P.5 おすすめの追加補償をご紹介!

地震保険 → P.10 居住用建物または家財には地震保険をセットすることができます!

	おすすめプラン →	ワイド プラン	ベーシック プラン	スリム プラン	
基本補償					
①火災、落雷、破裂・爆発		事故例 火災により、建物が焼失	○	○	○
選べる補償					
②風災・雹災・雪災		事故例 台風により、外壁の一部が損傷	○	○	○
選べる補償					
③水災		事故例 集中豪雨で床上浸水し、壁や床が損傷	○	○	×
選べる補償					
④盗難、水ぬれ、物体の衝突等、騒擾・労働争議等		事故例 盗難により、ドアのカギ穴が損傷 水ぬれにより、天井・壁が損傷	○	○	×
選べる補償					
⑤破損・汚損等		事故例 棚をぶつけ、窓ガラスが破損	○	×	×
選べる補償					
⑥食中毒 ◀自動セット					
選べる補償					
⑦特定感染症等					
費用の補償					
⑧安定化処置費用保険金 ◀自動セット ⑨損害防止費用 ◀自動セット					

○:補償します ×:補償しません

選べる補償(特約) → P.6 おすすめの追加補償をご紹介!

ご注意
 -「財産の補償」と「休業の補償」を同時にご契約いただく場合は、同じプランをお選びください。
 -「財産の補償」および「休業の補償」のいずれも、上表①火災、落雷、破裂・爆発および◀自動セット以外の補償は、自由に組み合わせることも可能です。
 -実際にご契約いただく補償内容は申込書等でご確認ください。

家賃の補償 → P.7~8をご参照ください。

テナントビルやマンション・アパート等のオーナーのお客さま用に「家賃の補償」もあります。

詳細については、P.7~8をご参照ください。

財産の補償（財産補償条項）

休業の補償（休業補償条項）

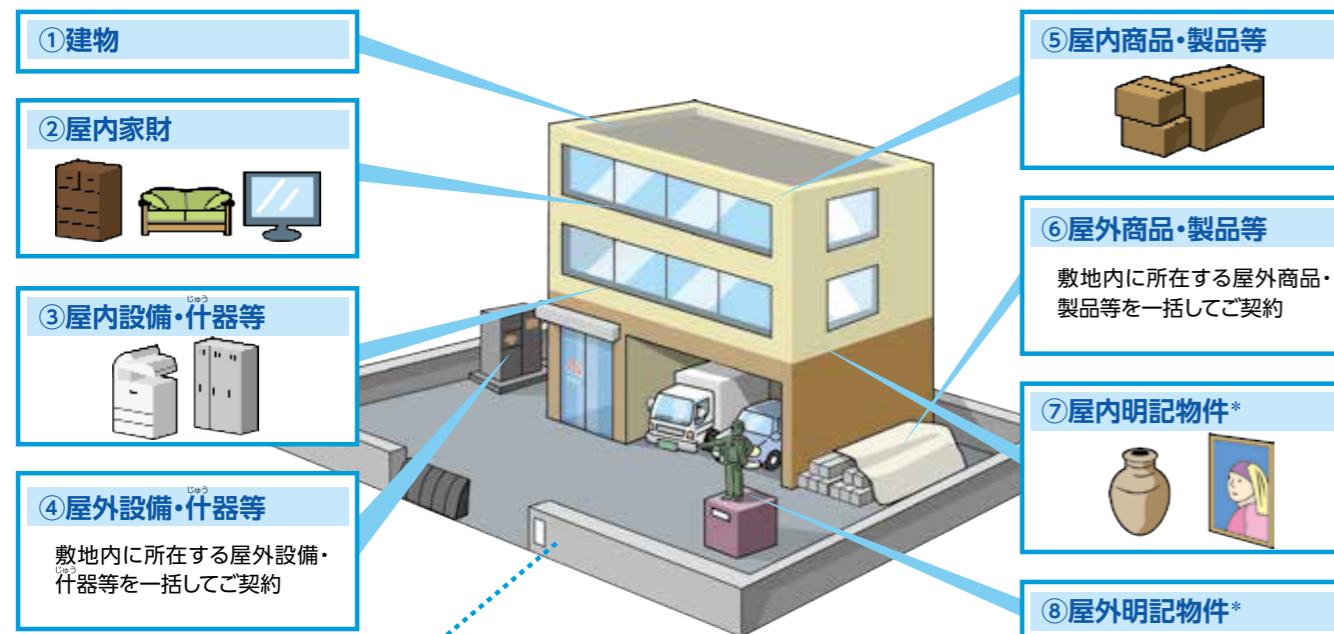
家賃の補償（家賃補償条項）

保険の対象と保険金額

財産の補償(財産補償条項)

保険の対象

財産の補償では、①～⑧を保険の対象とすることができます。



門、堀、垣および床面積が
66m²未満の物置、車庫

建物をご契約いただくと保険の対象に含まれます。

*明記物件とは、②～⑥のうち、貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で1個または1組の価額が30万円を超えるものをいいます。

ご注意

- 屋内家財、明記物件のみを保険の対象とすることはできません。
- 実際にご契約いただく保険の対象は申込書等でご確認ください。

保険金額とお支払いする保険金

保険金額は保険の対象ごとに評価を行い、評価額の範囲内で設定していただきます。

保険の対象	評価基準	保険金額	お支払いする保険金
①建物 ②屋内家財 ③屋内設備・什器等 ④屋外設備・什器等	新価額	新価評価額の範囲内で設定します。 例 新価評価額1億円の場合 ⇒保険金額は1億円の範囲内で設定	保険金額を限度に損害の額をお支払いします*。損害の額は、新価額を基準とします。
⑤屋内商品・製品等 ⑥屋外商品・製品等 ⑦屋内明記物件 ⑧屋外明記物件	時価額	●商品・製品等 仕入原価等の最近1年間の平均在庫績を目安に実態に応じて設定します。ご契約時にご契約期間中の平均在庫高が大幅に減少することが分かっている場合は、予定在庫高で設定します。 ●明記物件 時価評価額を目安に設定します。	保険金額を限度に損害の額をお支払いします*。損害の額は、時価額を基準とします。

*補償内容やご契約の条件により、自己負担額(免責金額)および支払限度額の設定があります。実際にご契約いただく保険金額その他のご契約条件は申込書等をご確認ください。

自己負担額(免責金額)

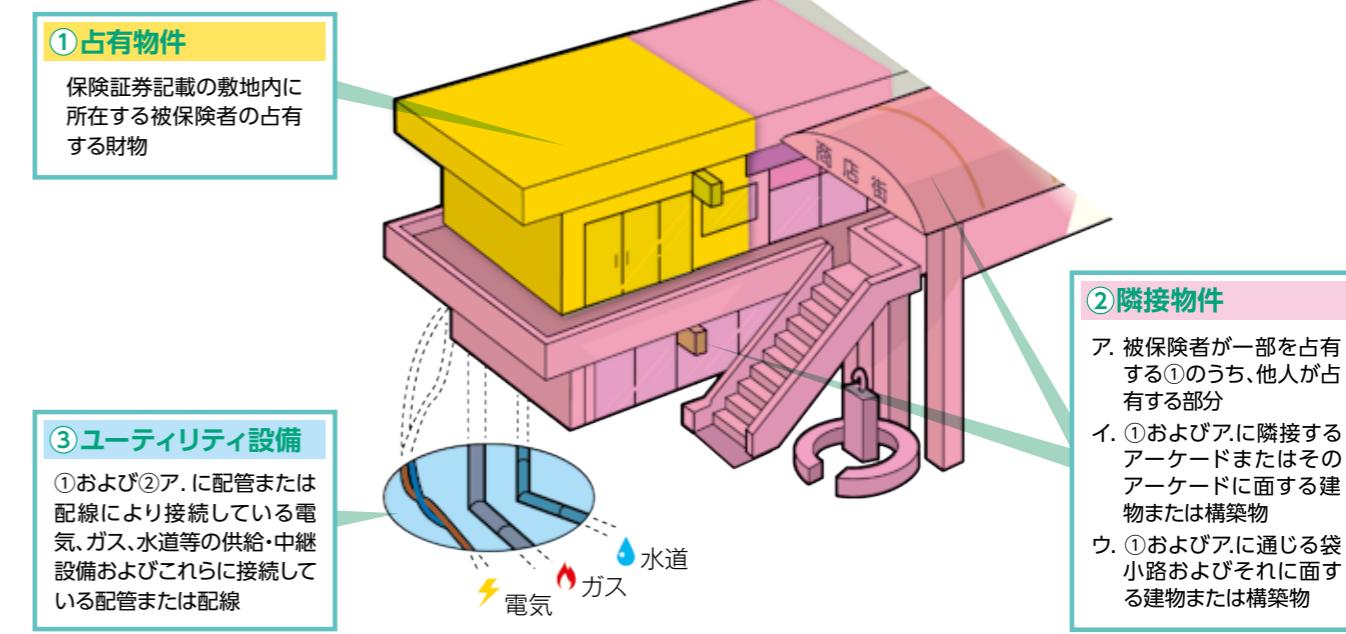
自己負担額(免責金額)は、次のパターン1からパターン8のいずれかで設定していただきます。

補償の対象となる事故	1事故あたりの自己負担額(免責金額)							
	パターン1	パターン2	パターン3	パターン4	パターン5	パターン6	パターン7	パターン8
「火災、落雷、破裂・爆発」「風災・雹災・雪災」「水災」「盗難、水ぬれ、物体の衝突等、騒擾・労働争議等」「商品・製品等盗難危険」	0円	1万円	3万円	5万円	10万円	20万円	50万円	100万円
「破損・汚損等」「電気的・機械的事故」「商品・製品等輸送危険」	1万円							

休業の補償(休業補償条項 日額補償方式)

保険の対象

休業の補償では、①～③が保険の対象となります。



保険金額とお支払いする保険金

保険金額の設定例*1

保険金額*2は、1事業所を設定単位として、1日あたりの粗利益*3をもとに設定していただきます。

$$\text{保険金額(1日あたりの粗利益)} = \frac{\text{年間粗利益額}}{\text{年間営業日数}}$$

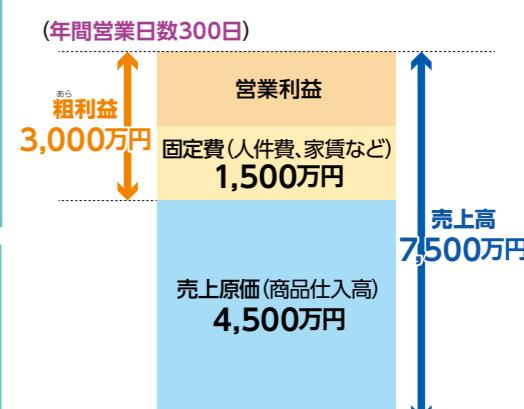
$$\text{保険金額 } 10\text{万円} \left(\frac{3,000\text{万円}}{300\text{日}} \right)$$

少額補償プラン

最低限の固定費の支出に備える少額補償プランもご用意しています。

$$\text{保険金額} = \frac{\text{年間売上高} \times 20\%}{\text{年間営業日数}}$$

$$\text{保険金額 } 5\text{万円} \left(\frac{7,500\text{万円} \times 20\%}{300\text{日}} \right)$$



*1 1日あたりの粗利益の範囲内であれば、保険金額はご自由に設定いただけます。

*2 保険金額は、1事業所につき200万円が限度となります。

*3 粗利益とは、売上高から商品仕入高および原材料費(期首棚卸高を加え、期末棚卸高を差し引きます。)を差し引いた残高をいいます。

ご注意 実際にご契約いただく保険金額その他のご契約条件は申込書等をご確認ください。

お支払いする保険金*4	約定復旧期間
$\text{保険金額} \times \text{休業日数}^*5 + \text{収益減少防止費用の額}^*6$	1か月、3か月、6か月、12か月のいずれか

*4 直近の会計年度の収支状況によっては、お支払いする保険金が変動する場合があります。

*5 事故の発生日、定休日は休業日数に含まれません。

*6 休業日数を減少させるために生じた必要かつ有益な費用のうち、通常要する費用を超えた額をいいます。ただし、費用の支出によって減少させることができた休業日数に保険証券記載の保険金額を乗じた額が限度となります。

選べる補償を自由に選択！合理的な保険料！

財産の補償（財産補償条項）

休業の補償（休業補償条項）

家賃の補償（家賃補償条項）

家賃の補償（家賃補償条項）

		おすすめプラン	ワイド プラン	ベーシック プラン	スリム プラン	
基本補償	①火災、落雷、破裂・爆発		事故例 火災により、建物が焼失	○	○	○
選べる補償	②風災・雹災・雪災		事故例 台風により、外壁の一部が損傷	○	○	○
選べる補償	③水災		事故例 集中豪雨で床上浸水し、壁や床が損傷	○	○	×
選べる補償	④盗難、水ぬれ、物体の衝突等、騒擾・労働争議等		事故例 盗難により、ドアのカギ穴が損傷 水ぬれにより、天井・壁が損傷	○	○	×
選べる補償	⑤破損・汚損等		事故例 商品がぶつかり、搬入口の扉が破損	○	×	×
費用の補償	⑥安定化処置費用保険金	自動セット		○	○	○
費用の補償	⑦損失防止費用	自動セット		○	○	○

ご注意
・「財産の補償」または「休業の補償」と同時にご契約いただく場合は、同じプランをお選びください。
・上表①火災、落雷、破裂・爆発および自動セット以外の補償は、自由に組み合わせることも可能です。
・実際にご契約いただく補償内容は申込書等でご確認ください。

保険の対象

保険の対象はテナントビルやマンション・アパート等の建物（賃貸物件）です。



保険金額とお支払いする保険金

保険金額^{*1}は、建物ごとの家賃（月額）^{*2}を基準に設定していただきます。

設定単位	保険金額 ^{*1}	お支払いする保険金	約定復旧期間
建物ごと	1か月あたりの家賃	①保険金額 ≥ 保険価額 ^{*3} の場合 約定復旧期間内の損失の額 ②保険金額 < 保険価額 ^{*3} の場合 約定復旧期間内の損失の額 × $\frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}^{\frac{1}{2}}}$	1か月、3か月、6か月、12か月のいずれか

*1 保険金額は、建物ごとに、5,000万円が限度となります。

*2 家賃とは建物の賃料料をいいます。ただし、次の料金等は含まれません。

・水道、ガス、電気、電話等の使用料金
・権利金、礼金、敷金その他の一時金
・賃料

*3 保険価額とは、損害が生じた時における保険の対象の家賃月額をいいます。

おすすめ！追加補償をご紹介！

孤独死などの死亡事故による空室期間、家賃値引期間分の家賃収入の損失や修復・改装・清掃・遺品整理等にかかる費用も補償してもらいたい…



こんな時は…

▶家主費用補償特約

機械、設備または装置の電気的・機械的事故により生じた家賃損失も補償してもらいたい…



こんな時は…

▶電気的・機械的事故補償特約（限定型）

包括型もあります！

限定型では、対象となる機械、設備または装置を限定していますが、包括型はすべての機械、設備または装置を対象とします。

◆選べる補償&自動セットの特約一覧

家賃の補償	風災・雹(ひょう)災・雪災危険補償特約 (休業補償条項・家賃補償条項用)		風災・雹災・雪災により生じた家賃損失を補償します。
	水災危険補償特約 (休業補償条項・家賃補償条項用)		水災により生じた家賃損失を補償します。
	盗難・水濡れ等危険補償特約		盗難・水ぬれ、外部からの物体の衝突等、騒擾・労働争議等により生じた家賃損失を補償します。
	破損・汚損等危険補償特約		火災、落雷、破裂または爆発および上記以外の不測かつ突發的な事故により生じた家賃損失を補償します。

費用の補償	お支払いする保険金の額
安定化処置費用補償特約 自動セット	損害が生じた保険の対象のさびまたは腐食の進行防止処置等（損害の発生または拡大を防止するために弊社の指定する災害復旧専門会社が行う処置に限ります。）の費用のうち必要または有益な費用を補償します。
損失防止費用 自動セット	火災、落雷、破裂または爆発による事故の際に、消火活動のために生じた費用等を補償します。

賠償責任の補償

おすすめ！追加補償をご紹介！

所有・使用・管理する施設（エスカレータ、エレベーターを含みます。）の欠陥・不備によって生じる法律上の損害賠償責任を負った場合の賠償金なども補償してもらいたい…



こんな時は…

▶店舗賠償責任補償特約

弊社が提携する災害復旧専門会社による早期災害復旧支援サービスをご利用いただけます。▶ P.6

	保険金をお支払いする場合とお支払いする保険金の額(限度額)	保険金をお支払いできない主な場合・損害	2. 休業の補償(休業補償条項 日額補償方式)		詳細については「ご契約のしおり」をご確認ください。 実際にご契約いただく補償内容は申込書等でご確認ください。			
補償 ●は財産の補償(財産補償条項)をご契約の場合に自動的にセットされます。	商品・製品等盗難危険特約 ●は選べる補償(特約)となります。セッティタいたいたい場合のみ補償されますがご注意ください。 17 商品・製品等盗難危険 ●は選べる補償(特約)となります。セッティタいたいたい場合のみ補償されますがご注意ください。 ○は選べる補償(特約)となります。セッティタいたいたい場合のみ補償されますがご注意ください。	商品・製品等盗難危険特約 万引き等(万引きその他収容場所に不法に侵入することなく行われた盗難をいいます。)による損害。ただし、万引き等を行った者が暴行または脅迫した場合を除きます。	保険金をお支払いする場合とお支払いする保険金の額(限度額)	保険金をお支払いできない主な場合・損害				
18 商品・製品等輸送危険特約 ●は選べる補償(特約)となります。セッティタいたいたい場合のみ補償されますがご注意ください。	商品・製品等輸送危険特約 保険の対象である屋内商品・製品等または屋外商品・製品等(これらの明記物件を除きます。)を日本国内において輸送中 ^(注) に生じた損害に対しては、これを保険の対象として取り扱い、次の事故により、その保険の対象に生じた損害に対して、損害保険金をお支払いします(②～⑤のセットの有無を問いません。) ●は選べる補償(特約)となります。セッティタいたいたい場合のみ補償されますがご注意ください。 ●は選べる補償(特約)となります。セッティタいたいたい場合のみ補償されますがご注意ください。	19 事業者用類焼損害特約 この特約が適用される建物、動産またはこの特約が適用される動産を収容する建物から発生した火災、破裂または爆発によって生じた類焼補償対象物の損害(煙損害または臭気付着の損害を除きます。)に対して、類焼損害保険金をお支払いします。 △この特約によってお支払いする保険金の受取人は、この保険契約の内容をご存知のない類焼損害を受けた建物等の所有者となります。したがいまして、事故の際にご契約者または被保険者におかれましては、弊社へ類焼損害の発生をご通知いただくとともに、類焼損害が及んだ近隣の方への保険契約の内容をお伝えいただくなどの手続が必要となります。 ●は選べる補償(特約)となります。セッティタいたいたい場合のみ補償されますがご注意ください。 ●は選べる補償(特約)となります。セッティタいたいたい場合のみ補償されますがご注意ください。	20 代位求償権不行使特約 損害が生じたことにより被保険者が取得した権利を弊社が取得した場合でも、ご契約者から反対の意思表示がないかぎり、弊社は、これを行使しないものとします。 ※第三者の故意または重大な過失によって生じた損害に対して保険金を支払った場合は、その権利を行使することができます。	21 風災・雹(ひょう)災・雪災危険特約(休業補償条項・家賃補償条項) 台風、旋風、竜巻、暴風等による風災(洪水、高潮等を除きます。)、雹災または豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故もしくは雪崩等の雪災(融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。)により、保険の対象が損害を受けた結果生じた損害に対して、休業損害保険金をお支払いします。	22 水災 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災により、保険の対象が損害を受けた結果生じた損害に対して、休業損害保険金をお支払いします。	23 盗難・水濡れ等危険補償特約 次の①～⑦の事故により、保険の対象が損害を受けた結果生じた損害に対して、休業損害保険金をお支払いします。 ●は選べる補償(特約)となります。セッティタいたいたい場合のみ補償されますがご注意ください。	24 破損・汚損等危険補償特約 ①～⑤の事故に該当しない不測かつ突発的な事故により、保険の対象 ^(注) が損害を受けた結果生じた損害に対して、休業損害保険金をお支払いします。 (注)ユーティリティ設備が損害を受けた結果生じた損害に対しては、休業損害保険金をお支払いできません。	25 食中毒利益補償特約 次の食中毒により生じた損害に対して、休業損害保険金をお支払いします ^(注) 。
	26 不正アクセス等対象外特約 27 保険の対象の範囲および補償に関する特約 28 商品・製品等の契約終了に関する特約 29 ボイラ等破裂・爆発損害補償特約 30 共同保険に関する特約 31 保険の対象の返還または請求に関する特約(地震保険用) など			26 不正アクセス等対象外特約 27 保険の対象の範囲および補償に関する特約 28 商品・製品等の契約終了に関する特約 29 ボイラ等破裂・爆発損害補償特約 30 共同保険に関する特約 31 保険の対象の返還または請求に関する特約(地震保険用) など				

補償	保険金をお支払いする場合とお支払いする保険金の額(限度額)	保険金をお支払いできない主な場合・損害	4. 賠償責任に関する補償					
	詳細については「ご契約のしおり」をご確認ください。 実際にご契約いただく補償内容は申込書等でご確認ください。							
6 安定化処置費用	安定化処置費用補償特約 ▶自動セット							
	①～⑤または⑨の事故(保険契約で補償の対象となる事故に限ります。)により、損害が生じた保険の対象のさびもしくは腐食の進行防止処置または落下物からの衝撃に対する保護処置等の安定化処置 ^(注1) の費用のうち必要または有益な費用に対して、費用保険金をお支払いします ^(注2) (1事故につき、5,000万円が限度)。 (注1)損害の発生または拡大を防止するために行う処置で、弊社の指定する災害復旧専門会社が行った処置が対象となります。 (注2)安定化処置実施後、災害復旧専門会社が保険の対象を本格修復した場合は修理費の一部として別途財産補償条項(普通保険約款または各特約)により損害保険金をお支払いします ^(注3) が、災害復旧専門会社が保険の対象を本格修復せず、新品交換を行った場合は、その安定化処置費用に対してこの特約により安定化処置費用保険金としてお支払いします。 (注3)家賃補償条項ではお支払いしません。本格修復する場合の修理費または新品交換に要した費用を補償するためには、別途財産補償条項(普通保険約款および各特約)をご契約いただく必要があります。							
7 損失防止費用	◀自動セット	火災、落雷、破裂または爆発による損失の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用をお支払いします。 実際に負担した次の費用をお支払いします。 ア.消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用 イ.消火活動に使用したことにより損傷した物の修理費用または再取得費用 ウ.消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかる費用						
8 家主費用	家主費用補償特約	次のアおよびイの保険金をお支払いします。						
	ア 保険金	次のa.またはb.により算出した額をお支払いします。 a.空室による損失 ^(注4) 家賃月額 ^(注4) × 貸賃借契約終了の日から12か月以内にある空室期間 ^(注5) の月数 b.值引きによる損失 値引前後の 家賃月額 ^(注6) の差額 × 貸賃借契約終了の日から12か月 以内にある値引期間 ^(注7) の月数 (注3)事故の発生した賃貸戸室と隣接する上下左右に存在する隣接戸室に空室期間が発生したことによる家賃の損失を含みます。ただし、事故を直接の原因として隣接戸室に物的損害が発生した場合に限ります。 (注4)事故の発生した賃貸戸室または隣接戸室の事故発見日における家賃月額をいいます。 (注5)賃貸借契約終了の日から30日以上空室が続いた期間をいいます。 (注6)事故の発生した賃貸戸室の事故発見日における家賃月額をいいます。 (注7)空室期間を短縮させるために、新たな入居者との賃貸借契約において、その賃貸戸室の家賃を値引きする期間をいいます。ただし、入居希望者に対して事故の事実を重要事項等の説明として書面等で告知した場合に限ります。	① 店舗賃貸責任	●は選べる補償(特約)となります。セットいただいた場合のみ補償されますのでご注意ください。	店舗賃貸責任補償特約	次の損害を被った場合に保険金をお支払いします。 ①次のいずれかに該当する偶然な事故に起因して、保険期間中に日本国内において発生する他人の身体の障害または財物の損壊について、被保険者 ^(注8) が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 ②記名被保険者が所有、使用もしくは管理する施設または施設の用法に伴う保険証券記載の業務の遂行に起因する偶然な事故 ③記名被保険者が、保険の対象または保険の対象を収容する建物に居住している場合は、その居住部分の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 (注)④については、記名被保険者に限ります。⑤については、記名被保険者の配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族もしくは別居の未婚の子を含みます。 ⑥⑦の事故に起因して、保険期間中に日本国内において被保険者または被保険者以外の方が行った身体の拘束、名誉毀損、プライバシーの侵害等の不当な行為により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 ⑧⑨の事故に起因して、保険期間中に日本国内において発生する被保険者が使用または管理する財物(以下「管理財物」といいます。) ^(注10) の損壊等について、その財物に対して正当な権利を有する方に対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 (注1)管理財物とならない財物は下表のとおりです。	保険金をお支払いする場合とお支払いする保険金の額(限度額)	保険金をお支払いできない主な場合・損害
9 電気的・機械的事故	④電気的・機械的事故補償特約(限定型)	ア.被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金 イ.弊社の書面による同意を得て支出した訴訟、裁判上の和解、調停、仲裁に要した費用 ウ.弊社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用 エ.損害の発生および拡大を防止するために支出した必要または有益な費用 オ.応急手当、護送、その他緊急措置に要した費用 カ.弊社の求めに応じ、協力するために要した費用 キ.権利の保全または行使に必要な手続きをとるために要した必要または有益な費用	1事故につき、次の算式により算出した額をお支払いします。 ア.の損害賠償金 (保険証券記載の支払限度額 ^(注2) が限度) + イ.～キ.までの費用 ^(注3) (実際の費用をお支払いします。)	② 借家人賃貸責任・修理費用総合補償特約	1事故につき、次の算式により算出した額をお支払いします。 ア.の損害賠償金 (保険証券記載の支払限度額 ^(注2) が限度) + イ.～キ.までの費用 ^(注3) (実際の費用をお支払いします。)	④ 借家人賃貸責任	ア.被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ・地震もしくは噴火またはこれらの津波による損害 ・被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ・汚染物質の排出、流出、溢出または漏出に起因する損害賠償責任 ・建物または屋外設備・装置の内部への風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みまたはこれらのもの漏入による財物の損壊に起因する損害賠償責任 ・航空機、自動車(原動機付自転車を含みます。)または施設外における船舶・車両もしくは動物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任。ただし、⑥の管理財物の損壊を除きます。 ・被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任 ・被保険者の使用者人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用者を除きます。 ・被保険者等が行う、診療または治療等、医薬品等の治療または調剤等、身体の美容または整形、あんま・マッサージ等の施術に起因する損害賠償責任 ・弁護士、会計士、建築士等の職業人がその資格に基づいて行う行為に起因する損害賠償責任	
10 代位求償権不行使特約	④電気的・機械的事故補償特約(包括型)	ア.被保険者が貸主に支払うべき損害賠償金 イ.弊社の書面による同意を得て支出した訴訟、裁判上の和解、調停、仲裁に要した費用 ウ.弊社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用 エ.弊社の求めに応じ、協力するために要した費用 オ.権利の保全または行使に必要な手続きをとるために要した必要または有益な費用	1事故につき、次の算式により算出した額をお支払いします。 ア.の損害賠償金 (保険証券記載の支払限度額 ^(注2) が限度) + イ.～オ.までの費用 ^(注3) (実際の費用をお支払いします。)	② 借家人賃貸責任・修理費用総合補償特約	ア.被保険者が貸主に支払うべき損害賠償金 イ.弊社の書面による同意を得て支出した訴訟、裁判上の和解、調停、仲裁に要した費用 ウ.弊社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用 エ.弊社の求めに応じ、協力するために要した費用 オ.権利の保全または行使に必要な手続きをとるために要した必要または有益な費用	ア.被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による滅失、破損または汚損 ・地震、噴火またはこれらの津波による滅失、破損または汚損 ・借用戸室に生じたすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他の単なる外観上の損傷または汚損であって、借用戸室の機能に直接関係のない損害 ・建物外部から内部への風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みまたはこれらのもの漏入による損害	など	
	※第三者的故意または重大な過失によって生じた損害に対して保険金を支払った場合は、その権利を行使することができます。	ご契約条件により自動的にセットされるその他の特約 不正アクセス等対象外特約 共同保険に関する特約 など						

告知義務・通知義務等

告知義務 ご契約を締結いただく際に、ご契約者または被保険者には、告知事項（申込書等に★印または☆印で示した事項となります。）について弊社にお申出いただく義務（告知義務）があります。申込書等に記載されたこれらの事項の内容が事実と異なっている場合には、保険契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項は申込書等でご確認ください。※ご契約内容により告知事項は異なります。

通知義務等 ご契約締結後、ご契約者または被保険者には、次の事項（通知事項）に変更が生じた場合に、弊社にお申出いただく義務（通知義務）があります。申込書・保険証券等に記載されたこれらの事項に変更が生じた場合には、遅滞なくご通知ください。遅滞なく通知いただけなかった場合は、保険契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。③の事由が発生する場合には、あらかじめ取扱代理店または弊社へご連絡ください。弊社が承認する前に保険の対象を譲渡された場合は、その事実が発生した時に保険契約は失効します。

●A. 財産の補償（財産補償条項） ①保険の対象である建物または保険の対象を収容する建物の構造・用途の変更 ②保険の対象の他の場所への移転など

●イ. 休業の補償（休業補償条項）および家賃の補償（家賃補償条項） ①保険証券記載の建物の構造・用途の変更 ②（休業の補償のみ）営業の場所の変更など

●ア. イ. 共通 ③保険の対象または営業の譲渡・売却など

重複する契約

保険の対象となる建物および設備・什器等において、既に他の保険契約・共済契約にご加入の場合は、必ず事前にお申出ください（重複すると十分な補償が得られない場合や保険金をお支払いできない場合があります。）。また、特約火災にご加入されている場合は、ビジネスプロパティ（企業財産総合保険）にご加入できませんのでご注意ください。

事故が発生した場合

事故のご通知 事故が発生した場合は、次の事項を遅滞なく取扱代理店または弊社にご連絡ください。

①事故の状況、被害者の住所、氏名 ②事故発生日時、事故場所 ③損害賠償の請求を受けた場合はその内容など

保険金の請求および保険金のお支払時期

保険金の請求に必要な書類等

保険金のご請求にあたっては、事故の種類や内容に応じ、次の書類等のうち弊社が求めるものをご提出ください。なお、下記は例示であり、事故の種類・内容に応じて、下記以外の書類等の提出を依頼することがあります。事故のご連絡をいただいた後に、弊社より改めて提出が必要な書類等のご案内をいたします。

①保険金請求書 ②登記簿、住民票、戸籍謄本等、保険の対象の所有者や被保険者を確認するための書類 ③保険の対象の盗難による損害の場合、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類 ④被害が生じた物の価額を確認できる書類（領収証等）、被害が生じた物の写真等および見積書等の修理等に要する費用を確認できる書類 ⑤残存物の廃棄や清掃などの取片づけ、事故原因の調査等における領収証や見積書、請求書等の各種費用を確認できる書類 など

保険金をお支払いする時期

弊社が保険金のお支払いに必要な書類の取付けを完了した日から、原則としてその日を含めて30日以内に保険金をお支払いします。なお、次のような事由が生じた場合は、お客さまにその理由と内容をご連絡のうえ、事由ごとに定めた日数を限度にお支払時期を延長させていただくことがあります。

①警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査の結果を得る必要がある場合 ②専門機関による鑑定等の結果を得る必要がある場合 など

賠償責任保険金のお支払

事故によって、被保険者の負担する損害賠償責任が発生した場合、事故にかかる損害賠償請求権者（被害者）は、保険金が優先的に支払われる権利（先取特権）を取得します。保険金は、被保険者が賠償金を被害者にお支払い済みである場合を除き、原則として被害者に直接保険金をお支払いします。

保険金をお支払いした後のご契約

財産の補償（財産補償条項）については、損害保険金のお支払額が1回の事故で保険金額の100%以上の場合は、ご契約は損害発生時に終了します。

地震保険については、損害の認定が全損となり、保険金をお支払いした場合は、地震保険契約は損害発生時に終了します。

その他の注意事項

※このパンフレットは「ビジネスプロパティ」のごく簡単な説明を記載したものです。保険金の支払条件その他この保険の詳細につきましては、取扱代理店または弊社にご照会ください。また、特にご注意いただきたい事項を、契約申込書および重要事項説明書等に記載しておりますので、ご契約の前に必ずご確認ください。

※特殊包括契約および休業補償（利益補償方式・営業継続費用補償方式）に関する特約をセットする契約については、企画書等もご参照ください。

※保険金請求状況や業種または個別のリスク状況などによっては、ご契約をご継続いただけないことがあり、補償内容を変更させていただくことがあります。

※弊社はお預かりしたお客さまの個人情報を適切に取り扱うとともにその安全管理に努めています。重要事項説明書に記載の「お客さま情報の取扱い」をご確認ください。

※保険料は、保険の対象、保険金額、保険期間、保険の対象の所在地・構造・職作業区分等によって決まります。実際にご契約される保険料については、申込書等でご確認ください。

※保険料をお支払の際は、弊社所定の保険料領収証を発行しますのでご確認ください。ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、お手数ですが弊社にご照会ください。

※保険期間が1年を超えるご契約につきましては、ご契約のお申込みの撤回または解除を申し出ができるクーリングオフ制度がございます。ご契約の際には、重要事項説明書に記載のクーリングオフ制度の説明をご確認ください。

※複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合には「共同保険に関する特約」に基づき、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・ご契約の管理業務などの代行業務を行っています。したがって、取扱代理店とご縛結いただいて有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。

日新火災海上保険株式会社

事故のご連絡

日新火災事故受付センター

0120-232-233

24時間・365日

保険のご相談

日新火災
テレフォンサービスセンター

0120-156-932

9:00~18:00 (平日)
9:00~17:00 (土日祝)

各種お問合せ先



<https://www.nissinfire.co.jp/contact>

代理店・営業担当

●安心のトータルライフプランをお手伝い。お気軽にご用命ください。